

公 示 用

令和5年度施行

設計書

役務の名称

平岡公園樹木剪定及び伐採業務

札幌市建設局みどりの推進部

役務の名称

平岡公園樹木剪定及び伐採業務

一金	総委託費		円
	内訳	委託費	円
		消費税等相当額	円

業務説明書

1. 業務の概要

平岡公園において、民地隣接部の樹木の剪定及び伐採を行う。

2. 業務の場所

平岡公園（札幌市清田区平岡公園1-1） 位置図のとおり

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

4. 仕様書

別紙のとおり

5. 図面

別紙のとおり

6. 提出書類等

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 報告書 1部
 - ・作業状況写真（作業前・中・後）
- (3) 労働安全衛生規則第36条第8号、第40号、第41号で定められた特別教育を受講済みであることが確認できる資格証等の写し
- (4) その他監督員から指示があったもの

仕様書

1. 業務内容

1) 民地隣接部の樹木の剪定及び伐採

公園・民地間の擁壁天端より約1.5m公園側のラインから民地側へ、樹木の枝等が越境している部分について、以下のとおり作業を行う。

● 作業延長315m

◇ 実生木処理《幹周20cm以下》

対象木：1本／延長0.5m 程度（想定作業量630本）

◇ 枝払・剪定《幹周30～50cm程度、高さ10～15m程度》

対象木：1本／延長4m 程度（想定作業量78本）

◇ 伐採《幹周60～80cm程度、高さ20m程度》

対象木：2本／延長15m 程度（想定作業量42本）

2) 実生木や剪定枝、伐採木等については、業務主任及び平岡公園指定管理者と協議の上、法肩より3～5m程度公園側の適正な場所にまとめること。

3) 作業前に平岡公園指定管理者と現地にて打合せを行い、作業後についても平岡公園指定管理者立会のもと、現地の完了状況を確認すること。

2. その他

1) 札幌市土木工事共通仕様書および札幌市公園および街路樹総合維持管理業務仕様書を標準とする。

2) 対象敷地の特性上、高所作業車を使用できないことから、作業の従事者は労働安全衛生規則第36条第8号、第40号、第41号で定められた当該業務に必要な特別教育を受講済みの者とする。

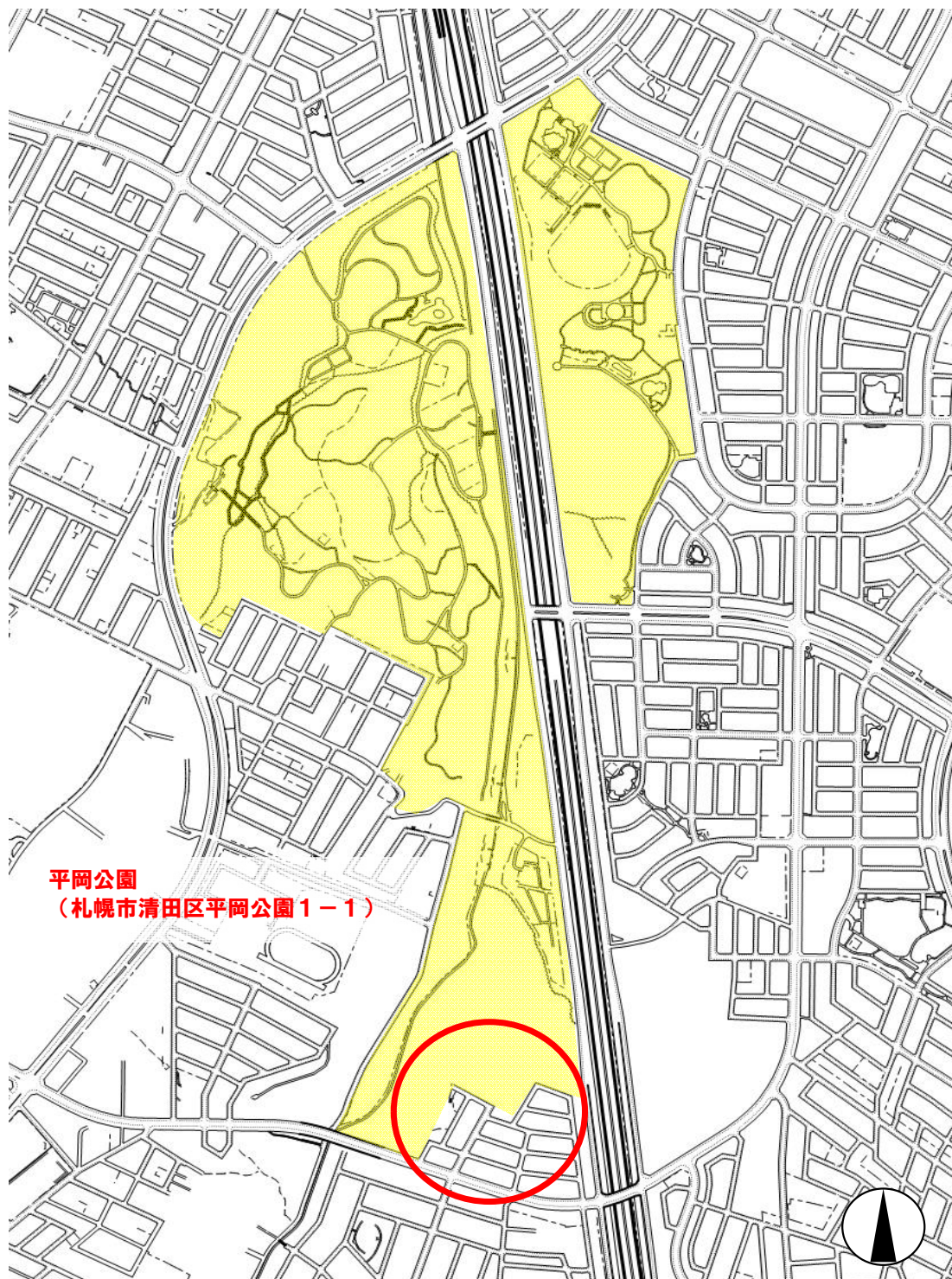
民家に非常に近い樹木を安全に処理するため、高所作業車を使用できない場所での樹木へのクライミングによる剪定・伐採経験のある者が作業にあたることを望ましい。

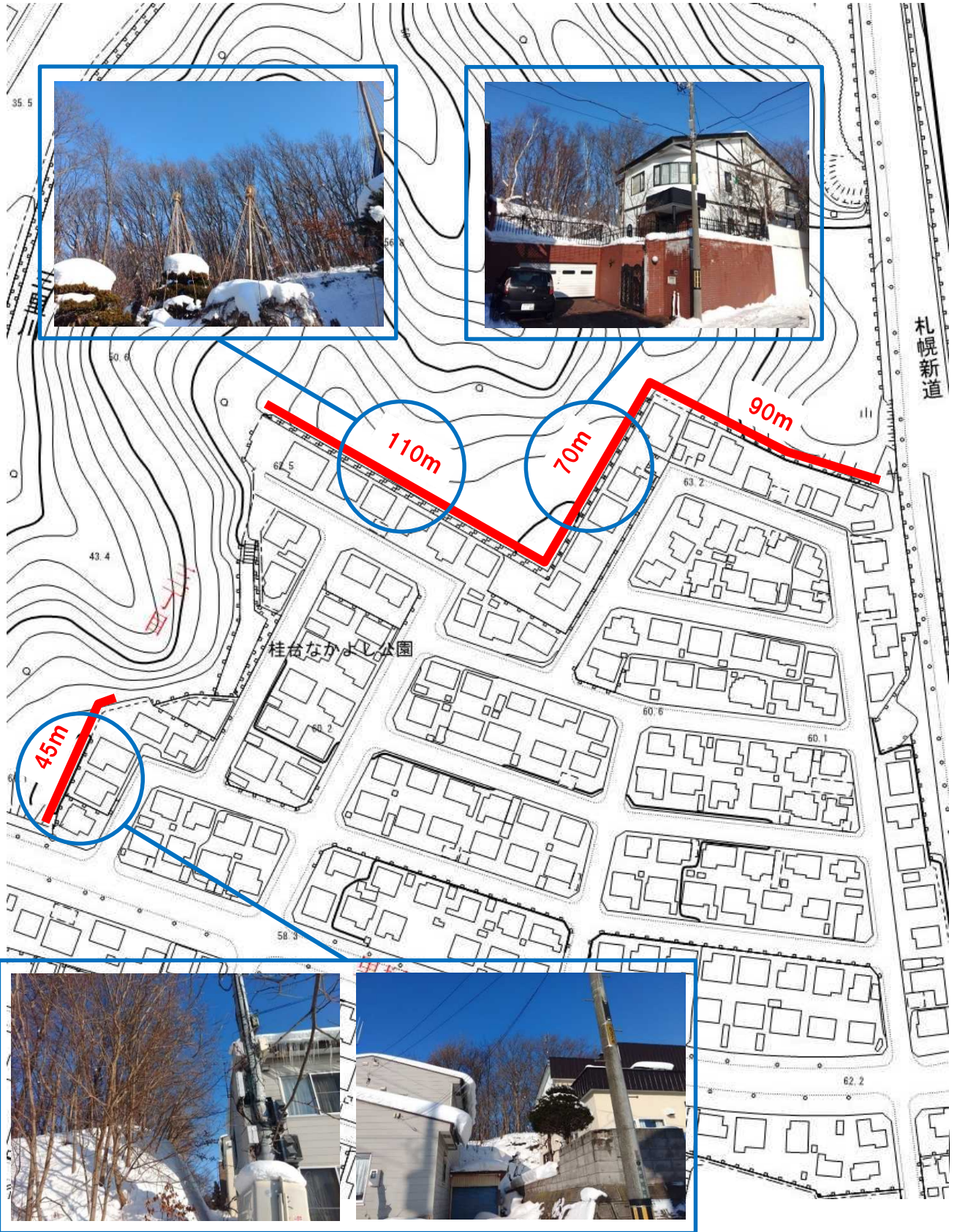
3) 作業日程の詳細は、業務主任及び平岡公園指定管理者と調整を行うこと。

4) 公園内での作業につき、公園利用者に十分注意し、必要に応じてカラーコーンを設置するなどして安全管理を徹底すること。

5) 公園内に車両を進入させる際は、車両進入許可が必要となるため、車両進入許可申請をみどりの管理課宛てに行うこと。

位置図





委託費内訳書

工種	種別	細目	数量	単位	単価	金額	摘要
業務委託費							
	直接業務費						
		樹木剪定及び伐採（作業延長）	315	m			第1号内訳書
	直接業務費計						
		共通仮設費	1	式			
	小計						
		現場管理費	1	式			
	業務原価						
		一般管理費等	1	式			
	業務価格						
	消費税相当額		1	式			10%
	総委託費						

名 称	規格	単位	数 量	単 価	金 額	備考	摘要
クライミング作業		式	1			作業延長15mあたり	
クライミング作業機材	ロープ等	式	1			作業延長15mあたり	
チェンソー損料		台	2			作業延長15mあたり	
高枝用チェンソー損料		台	1			作業延長15mあたり	
伐採作業員	造園工	人	3.79			作業延長15mあたり	
剪定作業員	普通作業員	人	4.79			作業延長15mあたり	
計	作業延長15mあたり	式	1				
再計	作業延長1mあたり	式	1				